第２号議案

２０２４年6月２８日
第４６４回理事会

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画
実施案及び事業実施主体の募集について
（案）

中国九州間連系設備に係る実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱について、別紙１のとおり本機関会員に対する意見聴取結果を踏まえ、別紙２のとおり公募要綱を決定し、下記のとおり実施案及び事業実施主体の募集を行うこととしたい。

また、本公募要綱案に対する意見聴取への回答について、別紙１のとおり公表することとしたい。

記

１．実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱案への意見聴取結果（回答）
別紙１のとおり

２．実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱
別紙２のとおり

３．実施案及び事業実施主体の募集期間
・応募意思表明書の提出期限：2024 年 7 月 30 日（火）17 時まで
・実施案の提出期限　　：2024 年 10 月 25 日（金）17 時まで

【添付資料】
別紙１：中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画　実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱（案）への意見及び回答（案）
別紙２：中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画　実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱（案）

以　上

別紙１

２０２４年 ● 月 ● 日

電力広域的運営推進機関

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱（案）への意見及び回答（案）

１．意見募集の概要

（1）意見募集期間　　：2024年５月９日（木）～５月29日（水）

（2）ご意見の総数（提出者数）　　：56 件（８者）

２．意見・質問等及び回答

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
1	P1	Ⅰ.実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯	本計画は費用便益評価において、費用が便益を上回っている（B/C<1）が、考慮しきれていない定性的な効果があることを踏まえ、政策的な観点等から増強が必要と整理して検討を進めているものと認識している。 他方、本計画のような大規模工事の場合、利害関係者も多くなるため、増強の必要性を明確に説明できないと円滑に工事を進めていく上で大きな支障になる。 そのため、応募意思表明の最終判断は増強の必要性が整理された後に行うべきではないか。	中国九州間連系設備の増強の必要性については、国の審議会において、「広域的取引上、特に重要なものであり、現時点での費用便益の評価には反映しきれない将来の再エネ電源の活用も期待されることから、引き続き、工事費等を精査しつつ、将来的な再エネ導入拡大の見込みや、電力のレジリエンス強化の観点のほか、社会的ニーズを加味し、可能な限り早期に増強し、西日本における再エネを含めた電気の広域的な運用につなげていく」旨の方向性が示されております。
2	P1	Ⅰ.実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯	本計画は費用便益評価において、費用が便益を上回っているものの、考慮しきれていない定性的な効果があることを踏まえ、増強の検討を進めている認識であるが、4,000 億円程度の大規模な工事であり、国民負担を伴うことから、定性的な効果を含めた受益者を明確にしていただきたい。受益者が不明確な場合、事業実施主体が費用負担者になる可能性があることから、応募意思表明書提出の経営判断ができない。	受益者の範囲は、2024 年４月に決定した「広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲」にて示しております。 また、費用便益評価の精緻化及びその費用負担については、今後の検討課題であると認識しております。
3	P3	Ⅲ.スケジュール	第 62 回広域系統整備委員会資料１の P.11 に記載されている標準検討期間によると、パブコメ完了から実施案提出までは、6 か月確保されることとなっている。 今回、非常に大規模なプロジェクトに際し十分な検討期間が付与されず実施案の提出を求められることにな	本機関にて想定している計画策定プロセスの標準的なスケジュール（実施案及び事業実施主体の募集を行う場合）は、公募開始から実施案の提出まで約６か月（うち実施案の作成期間は約３～４か月）を想定しています。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			ると、技術検討の手戻りなどの影響が懸念される。十分な検討期間が付与され、技術検討の品質に影響を及ぼさないよう、事務局としてご配慮頂きたい。	中国九州間連系設備の計画策定プロセスでは、このうち応募資格審査等を可能な限り短縮し、実施案の作成期間を３か月程度確保するよう配慮しております。 また、公募要綱案「Ⅳ．応募意思の確認」の「１．応募資格者」に記載のとおり、一般送配電事業者及び送電事業者は、電気事業法に基づき交付された一般送配電事業又は送電事業の許可証をご提出いただくことで有資格事業者となりますので、事前に実施案の作成を進めていただくことが可能です。
4	P3	Ⅲ. スケジュール	関門増強は過去の広域系統整備計画と比較して大規模であり、交付金、貸付金等の支援策及びその他の諸条件を踏まえた事業性の評価が必要であり、資金調達や参画形態（工事分担や SPC 組成等）の検討に期間を要すことから、実施案提出期限については、標準的なスケジュールである６か月以上の期間を確保いただきたい。	本機関にて想定している計画策定プロセスの標準的なスケジュール（実施案及び事業実施主体の募集を行う場合）は、公募開始から実施案の提出まで約６か月（うち実施案の作成期間は約３～４か月）を想定しています。 中国九州間連系設備の計画策定プロセスでは、このうち応募資格審査等を可能な限り短縮し、実施案の作成期間を３か月程度確保するよう配慮しております。 また、公募要綱案「Ⅳ．応募意思の確認」の「１．応募資格者」に記載のとおり、一般送配電事業者及び送電事業者は、電気事業法に基づき交付された一般送配電事業又は送電事業の許可証をご提出いただくことで有資格事業者となりますので、事前に実施案の作成を進めていただくことが可能です。
5	P3	Ⅲ. スケジュール	以下の理由により、募集開始から実施案提出までの期間について、標準検討期間６か月以上の期間を確保するよう要望する。 ・本計画は過去の広域系統整備計画の工事（最大 1,800 億円程度）と比較して 4,000 億円程度と大規模であり、応募意思表明書提出の判断および実施案の検討にあたっては、施工分担の協議や施工内容、資金調達方法およびリスクの検討期間が必要になるため。	本機関にて想定している計画策定プロセスの標準的なスケジュール（実施案及び事業実施主体の募集を行う場合）は、公募開始から実施案の提出まで約６か月（うち実施案の作成期間は約３～４か月）を想定しています。 中国九州間連系設備の計画策定プロセスでは、このうち応募資格審査等を可能な限り短縮し、実施案の作成期間を３か月程度確保するよう配慮しております。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
				また、公募要綱案「Ⅳ．応募意思の確認」の「１．応募資格者」に記載のとおり、一般送配電事業者及び送電事業者は、電気事業法に基づき交付された一般送配電事業又は送電事業の許可証をご提出いただくことで有資格事業者となりますので、事前に実施案の作成を進めていただくことが可能です。
6	P3	Ⅲ. スケジュール	実施案提出にあたっては、基本要件から事業実施の蓋然性を高めるために工事内容の詳細検討に加え、資金調達や用地・漁業交渉に関する更なる課題整理・リスク抽出といった検討を各部門大きなマンパワーを掛けて実施していくことになる。本案件は従来よりも大規模な増強工事となることから、標準６カ月以上の実施案検討期間を確保することが適切であると考える。 また、実施案提出期限から広域系統整備計画策定まで５カ月程度の期間を確保されているが、どのような工程を想定されているかご教授頂きたい。	本機関にて想定している計画策定プロセスの標準的なスケジュール（実施案及び事業実施主体の募集を行う場合）は、公募開始から実施案の提出まで約６か月（うち実施案の作成期間は約３～４か月）を想定しています。 中国九州間連系設備の計画策定プロセスでは、このうち応募資格審査等を可能な限り短縮し、実施案の作成期間を３か月程度確保するよう配慮しております。 また、公募要綱案「Ⅳ．応募意思の確認」の「１．応募資格者」に記載のとおり、一般送配電事業者及び送電事業者は、電気事業法に基づき交付された一般送配電事業又は送電事業の許可証をご提出いただくことで有資格事業者となりますので、事前に実施案の作成を進めていただくことが可能です。 なお、実施案の提出後は、実施案及び事業実施主体の評価、受益者及び費用負担割合等の決定を経て、2025 年３月目途とする広域系統整備計画の策定に向けて検討を進めていくこととなります。
7	P4	Ⅵ. 実施案の提出 1. 実施案の提出 (5) 実施案の修正協議	「なお、この場合において、本機関から実施案の修正に関して協議を求められた有資格事業者は、当該協議に応じるものとする。」は、業務規程第 58 条２に協議に応じるべき条件を追加で提示されたものかどうか違いを明確にして頂きたい。 業務規程第 58 条２と同じ趣旨であれば、記載不要ではないか。	本記載は、業務規程第 58 条第２項の規定について明確にしたものです。本機関から、実施案の修正に関して協議を求められた有資格事業者に対して、あくまで当該協議に応じていただくことを求めるものとなります。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
8	P4	Ⅵ. 実施案の提出 1. 実施案の提出 (5) 実施案の修正協議	修正に関して協議を行うことがある旨は既に記載があることや、貴機関からの修正要請に対し、合意を前提とした協議を事業者に求めるように読めることから、東北東京間連系線の整備計画策定時の公募要領と同様に、「なお～、協議に応じるものとする。」の記載を削除いただきたい。	本記載は、業務規程第 58 条第２項の規定について明確にしたものです。本機関から、実施案の修正に関して協議を求められた有資格事業者に対して、あくまで当該協議に応じていただくことを求めるものとなります。
9	P5	Ⅵ. 実施案の提出 1. 実施案の提出 (5) 実施案の修正協議 (6) 実施案の内容修正の禁止	「本機関から実施案の修正に関して協議を求められた有資格事業者は、当該協議に応じるものとする。」とされており、実施案の修正を事業者から申し出ることができないような記載となっている。 本件の工事規模に対して、実施案提出までの期間が短いため、実施案提出以降の検討により、実施案の修正が必要となることも考えられることから、事業者からの申し出に対しても柔軟に対応すべきではないか。 そのため、以下の点を募集要綱に記載いただきたい。 ・事業者から経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等の実施案の評価に関わる内容について、修正の申し出があった場合には受け付ける。 ・ただし、複数の事業者から実施案が提出された場合において、他者の不利益となる場合には、修正を受け付けるかは協議とする。	本記載は、業務規程第 58 条第２項の規定について明確にしたものです。本機関から、実施案の修正に関して協議を求められた有資格事業者に対して、あくまで当該協議に応じていただくことを求めるものとなります。 また、有資格事業者は、送配電等業務指針第 46 条の規定にしたがって、対応いただくこととなります。 なお、提出書類に不備がある場合は、本機関から有資格事業者に対して提出書類の補正を求める場合があります。仮に、有資格事業者が提出書類の不備に気が付いた場合には、本機関に申し出てください。
10	P5	Ⅵ. 実施案の提出 1. 実施案の提出 (7) 留意事項	実施案提出時点で、実施主体の参画形態が確定していないことも想定されることから、実施段階において、実施者及び施工区分等に変更が生じる場合は、これを許容頂きたい。	広域系統整備計画の策定後、実施段階において、事業実施主体等を変更したい場合、事業実施主体から本機関に申し出ていただくこととなります。 その上で、本機関が広域系統整備計画を変更する場合には、業務規程第 63 条又は第 63 条の２の規定に基づき対応することとなります。
11	P5	Ⅵ. 実施案の提出 1. 実施案の提出 (7) 留意事項	以下の理由により、１事業者が一部工事に応募する場合、他の施工区分の分担を明示せず、単独での実施案の提出を可能とするよう要望する。 ・本計画は工事費が 4,000 億円程度と大規模なプロジェクトのため、複数事業者での実施も考えられる。 ・一方で、募集開始から応募意思表明までの期間が１	提出された実施案については、「Ⅷ. 実施案及び事業実施主体の評価方法等」に則り評価します。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			か月と短く、事業者間で施工区分の協議がまとまらない可能性がある中で、他の実施者の施工区分も明記することが実施案の要件となると、応募意思表明自体が不可となる。 ・単独での実施案の提出が可能であれば、応募事業者の数を確保でき、公募不調のリスクを低減できると考えられる。 ・また、提出された複数の実施案を組合せることにより、最適な工事計画が策定できる可能性があると考えられる。	
12	P5	VI.実施案の提出 2.実施案の提出を辞退する場合の取扱い	今回の要項案では、先行案件である東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の公募要項（平成27年12月16日公表）には規定されていなかった、辞退理由の限定、広域機関との協議の必要性、広域機関の免責事項などが新たに追記されているが、これによって、有資格事業者側が応募意思表明をするに当たっての経営判断のハードルが著しく高められている。 大規模プロジェクトにおいては、技術面および資金調達を含む事業面等に関する不確実性が高く、実施案の検討過程において新たに生じた課題や、検討前から認識していたが検討により解決できなかった課題により、技術面・事業面それぞれについて成立性のある実施案の作成が困難となる可能性は相応にあるものと考える。 したがって、有資格事業者側としては、応募意思表明時点での意思決定は、辞退可能であるからこそ判断可能であるところ、今回のような規定が新たに設けられる場合、「辞退理由が有資格事業者の責めによらないやむを得ない事由であるか」「貴機関との協議がいかなる内容か」「（協議の結果、貴機関の同意が必要であるかのようにも読めるところ）、貴機関の同意が得られるのか」という点を中心に、有資格事業者側の地位が非常に不安定なものとなる。 そのため、有資格事業者側としては、応募意思表明の	ご意見も参考に、有資格事業者に配慮したものとなるよう修正します。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			時点での判断において非常に慎重な対応にならざるを得ない、または応募意思表明ができないということにもなりかねないと危惧。 当然ながら、相当な理由も無く辞退することは公募の趣旨に照らしても適切ではなく、またそれを意図するものでもないが、制度上辞退が認められるのであれば、有資格事業者側は応募意思表明を判断しやすく、これによって公募を通じた有効な実施案の作成が促進されるものと思量。したがって、前回と同様の規定とし、辞退理由書を提出することにより辞退可能とすべきではないか。	
13	P5	VI.実施案の提出 2.実施案の提出を辞退する場合の取扱い	「当該有資格事業者の責めとならないやむを得ない事由により実施案の提出が困難となった場合には、本機関と協議の上、実施案の提出を辞退することができる」の記載では、応募を検討する事業者にとって、辞退可能になるのかを予見しづらいため、応募意思表明の意思決定ができないケースも生じ得ると考えられます。多様な参入の間口を広げる観点から、従前の公募要綱（東北東京間連系線）の条件「辞退理由書を提出することを要する」に戻すなど、辞退手続きの予見可能性をより明確化すべきと考えます。	ご意見も参考に、有資格事業者に配慮したものとなるよう修正します。
14	P5	VI.実施案の提出 2.実施案の提出を辞退する場合の取扱い	意思表明段階では、参画形態（工事分担やSPC組成等）や資金調達（広域機関の貸付、交付金等）を踏まえた事業性評価の検討が十分でないが、公募要綱案では意思表明に伴う拘束力が厳しい（事業者の責によらず広域機関と協議の上でのみ辞退可能）ことから、過去の広域系統整備計画と比較して大規模でもあり、多額の資金調達に伴う社内外の調整や取締役会決議等の手続きが不可欠となる。このため、途中辞退できないことがリスクとなり、応募意思表明書提出時点でやむを得ず事業参画を断念せざるをえないことになりかねない。 意思表明段階では、経営リスクを限定化し柔軟な対応を可能とするなど、事業者の参画可能性を排除するこ	ご意見も参考に、有資格事業者に配慮したものとなるよう修正します。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			とがないよう、東北東京間連系線の整備計画策定時の公募要領と同様に、「有資格事業者が実施案を提出しない場合には辞退理由届書を提出することを要する。」として頂きたい。	
15	P5	VI.実施案の提出 2.実施案の提出を辞退する場合の取扱い	・本整備計画は、工事費・工事内容ともに、過去の整備計画と比較しても非常に大規模なプロジェクトであり、相当のリスクが内在しているものと考えます。 ・有資格事業者の意思による辞退が認められない場合、応募意思表明時点での経営判断が必要となりますが、当該時点での事業計画面、技術検討面の状況等から、意思表明時点での事業参画を断念せざるを得ない事業者が生じる可能性があると考えます。 ・このため、貴機関との協議を行わなくとも、有資格事業者のやむを得ない事由を記した辞退理由書を提出することにより（過去の整備計画に事例あり）、実施案の提出を辞退できる公募要綱とする必要があると考えます。	ご意見も参考に、有資格事業者に配慮したものとなるよう修正します。
16	P5	VI.実施案の提出 2.実施案の提出を辞退する場合の取扱い	・実施案の提出辞退の条件として、「有資格事業者の責めとならないやむを得ない事由」や「広域機関殿との協議」を規定されておりますが、プロジェクトの規模に鑑みますと、万が一、辞退するケースを想定した場合のリスクや不確実性が大きく、意思決定に際して慎重な判断とならざるを得ないものと考えられますので、この二点の条件は削除いただきたいと考えます。 ・本件に限らず、公募要綱における実施案提出の辞退に係る基本的な考え方としては、東北東京間連系線と同様に、事業者からの辞退理由書の提出を条件とし、広域機関殿は必要に応じてその内容を照会する、という形に修正をお願いしたい。	ご意見も参考に、有資格事業者に配慮したものとなるよう修正します。
17	P5	VI.実施案の提出 2.実施案の提出を辞退する場合の取扱い	公募要綱案の記載では、貴機関と協議した結果、有資格事業者の辞退が認められない場合があると解釈できるが、以下のような事象が発生した場合には、貴機関との協議に関わらず、有資格事業者の意思により辞退できることが必要なため、「本機関と協議の上」とい	ご意見も参考に、有資格事業者に配慮したものとなるよう修正します。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			う文言を削除いただきたい。 ・本計画は大規模なプロジェクトであり、応募意思表明後の検討によりリスクが顕在化し、実施案を提出しない経営判断をせざるを得ない事象が想定される。 ・有資格事業者の意思による辞退が認められない場合、応募意思表明時点で実施案の提出に相当する経営判断が必要となり、応募意思表明の提出ができない。 あるいは、貴機関との協議により、辞退が認められる事由として、以下を明記されたい。 ・複数の事業者で施工分担して、実施案を提出する前提で応募意思表明書を提出したが、他の事業者が応募を取り止めるといった、応募意思表明時点で想定していた施工範囲が当初と異なる状況となった場合。 ・資金調達の見通しが立たない場合。 ・大規模災害の発生といった不測の事態により、本計画への参加が困難となった場合。	
18	P5	VI.実施案の提出 2.実施案の提出を辞退する場合の取扱い	大規模災害の発生といった不測の事態発生その他やむを得ない事由で、有資格事業者あるいは事業実施主体が辞退を迫られる事態は否定できないため、実施案の提出以降においても、辞退できる取扱いを追記いただかないと応募意思表明書提出の経営判断ができない。 〇追記案 有資格事業者あるいは事業実施主体は、大規模災害の発生といった不測の事態発生その他やむを得ない事由により、工事実施が困難となった場合には、有資格事業者あるいは事業実施主体を辞退することができる。	ご意見も参考に、有資格事業者に配慮したものとなるよう修正します。
19	P5	VI.実施案の提出 2.実施案の提出を辞退する場合の取扱い	「有資格事業者は、当該有資格事業者の責めとならないやむを得ない事由により実施案の提出が困難になった場合には、貴機関と協議の上、実施案の提出を辞退することができる」という記載は辞退の権限を貴機関	ご意見も参考に、有資格事業者に配慮したものとなるよう修正します。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			が有しているように読める。本計画は工事費 4000 億円の大規模なプロジェクトであり、応募意思表明後の検討によりリスクが顕在化し、経営判断として実施案の提出ができないことも想定される。 そのため、実施案提出前の「責めとならないやむを得ない事由」とは具体的にどのような事象を指すのか明確にして頂きたい。 また、東北東京間連系線増強工事における実施案および事業実施主体の公募要領の「有資格応募者が実施案を提出しない場合には、辞退理由書を提出することを要する。」との記載内容から大きく変更されているが、その変更理由を明確にして頂きたい。	
20	P5	VI.実施案の提出 2.実施案の提出を辞退する場合の取扱い	本項目について、過去事例である「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画実施案及び事業実施主体の公募要領」においては、「有資格応募者が実施案を提出しない場合には、「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募辞退理由書」（様式２。以下、「辞退理由書」という。）を提出することを要する。本機関は、辞退理由書の内容について、個別に照会する場合がある。」と規定されていた。 一方で、今回は実施案の提出辞退にあたり、以下２点が要件化されている。 ①「当該有資格事業者の責めとならない」やむを得ない事由 ②広域機関殿との協議 上記２要件により、応募意思表明時の社内意思決定のハードルが過去事例より上がるため、このような要件は設けず、東北東京間の事例と同様の記載としていただきたい。	ご意見も参考に、有資格事業者に配慮したものとなるよう修正します。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
21	P5	Ⅶ.実施案の記載事項 1.実施案の基本方針	「増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画とすることを要する」と記載されているが、本計画は従前の地域間連系線増強（東北東京間連系線や新々北本連系線等）と異なり、定量評価ではB/C<1で経済合理性が認められないにも係わらず、費用便益評価に考慮しきれていない定性的な効果を考慮して、政策的な観点等から増強が必要と判断されているものと認識している。 従前の地域間連系線増強においては、B/C≧1の中でもB/Cが大きな対策案を検討していたが、本計画はB/C<1であることより、「経済合理性が認められる合理的な整備計画を実施案に求める」というのは具体的にどのような意味か明確にして頂きたい。	費用便益評価の結果にかかわらず、実施案の対策工事については、その対策工事を選定した考え方等に基づき、経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を求めるものです。
22	P5-6	Ⅶ.実施案の記載事項 2.実施案の記載事項 (2)対策工事件名の概要	③所要工期及び完了予定年月を記載することとなるが、資材・請負発注前にコスト等検証小委員会による審査が開催されるため、所要工期として、その審査期間を考慮することが必要になる。そのため、実現可能な完了予定年月を記載できるよう、コスト等検証小委員会の開催時期や項目・開催期間を明確化していただきたい。	コスト等検証小委員会は、事業実施主体の申し出によりフェーズ２を受審いただくこととなります。必要に応じて、本機関にご連絡ください。
23	P5-6	Ⅶ.実施案の記載事項 2.実施案の記載事項 (2)対策工事件名の概要	工事費の記載が求められているが、工事費については、第７８回広域系統整備委員会 資料３－１において、足もとの物価変動実績の補正に関する議論がなされており、「今回は、新型コロナ発生前１年間の平均物価指標（２０１９年平均）とし、それ以降、至近１年間の平均物価指標までの物価変動実績で、整備計画案を作成する。」との広域機関殿の考えが示されている。 これを踏まえて、以下について確認したい。また、これらの点については公募要綱にも記載いただきたい。 １．本件の基本要件における概算工事費はどのような考え方により算出したのか。	中部関西間連系線について、一般送配電事業者の協力も得て検討した増強方策に基づく広域系統整備の基本要件では、足元の急激な物価変動に伴う実勢価格を考慮できていませんでした。その後、一般送配電事業者から提出された実施案では、足元の急激な物価変動下で契約された同種工事の実績価格の物価上昇率で物価補正がされていました。しかし、こうした状況下で契約された実績価格は実際の物価上昇を上回る価格となっている可能性も否定できないことから、自分見積もりによる物価補正を採用しました。 今回の中国九州間連系設備における広域系統整備の基本要件の概算工事費では、足元の実勢価格を考慮した形で

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			２．本件の実施案では、事業者に対して、どのような考え方で工事費を算出することを求めるのか。	算出しております。また、実施案では将来の物価変動は考慮せず、足もとの物価変動は考慮することとしております。例えば、社内で定められた設計予算用の単価など、全ての送変電工事に適用される最新単価を用いて算定することも考えられます。なお、今回の実施案の作成に限り設定された単価を用いる場合は、実施案等の評価時に、必要に応じて、その算定根拠等について説明を求め、見直すことがあります。
24	P5-6	Ⅶ.実施案の記載事項 2.実施案の記載事項 (2)対策工事件名の概要	中部関西間第二連系線増強工事における概算工事費は、2019年平均物価指標を基準に至近１年間の平均物価指標までの物価変動実績を考慮して概算工事費を算出しているが、本計画における基本要件の概算工事費（3700～4100億円）は物価変動をどのように考慮しているのかを明確に教えて頂きたい。 また、本計画における実施案で求める工事費についても、物価変動の考え方を明確にし、公募要綱に追記頂きたい。	中部関西間連系線について、一般送配電事業者の協力も得て検討した増強方策に基づく広域系統整備の基本要件では、足元の急激な物価変動に伴う実勢価格を考慮できていませんでした。その後、一般送配電事業者から提出された実施案では、足元の急激な物価変動下で契約された同種工事の実績価格の物価上昇率で物価補正がされていました。しかし、こうした状況下で契約された実績価格は実際の物価上昇を上回る価格となっている可能性も否定できないことから、自分見積もりによる物価補正を採用しました。 今回の中国九州間連系設備における広域系統整備の基本要件の概算工事費では、足元の実勢価格を考慮した形で算出しております。また、実施案では将来の物価変動は考慮せず、足もとの物価変動は考慮することとしております。例えば、社内で定められた設計予算用の単価など、全ての送変電工事に適用される最新単価を用いて算定することも考えられます。なお、今回の実施案の作成に限り設定された単価を用いる場合は、実施案等の評価時に、必要に応じて、その算定根拠等について説明を求め、見直すことがあります。
25	P5-6	Ⅶ.実施案の記載事項 1.実施案の基本方針 2.実施案の記載事項 (3)対策工事の選定理由	増強の経済合理性について、関門の場合はB/Cが厳しく、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会等では慎重意見も出ていた中、政策的観点等も考慮して、公募に踏み切るものと認識。B/Cの検証は、一義的には広域機関が実施していると理解しているが、その認識で良いか。事業者側に（３）対	本機関では、広域系統整備について計画策定プロセスを開始した場合、その過程で費用便益評価等を実施し、業務規程第56条第1項各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討しております。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			策工事の選定理由、のところで経済性等も含めた理由記載が求められているようであるが、B/C に関する事業者側の説明責任範囲の考え方を明確化して頂きたい。	「Ⅶ. 実施案の記載事項」のうち、「(3)対策工事の選定理由」について、有資格事業者が広域系統整備の基本要件及び公募要綱等に基づき実施案を作成するに当たっては、考え方に応じて対策工事案が複数想定されることから、実施案に記載した対策工事を選定された考え方等の理由をご記載ください。詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
26	P6	Ⅶ. 実施案の記載事項 2. 実施案の記載事項 (3)対策工事の選定理由	「工期短縮の観点も含めた送電ルートの妥当性」との記載があることから、送電線ルートは「経済性を重視した送電ルート」ではなく、工期短縮を主体に考慮した送電ルートを選定することで良いか確認させていただきたい。また、事後的に認識齟齬が生じないように、「実施案においては、工期短縮の観点にもとづく送電ルートを選定すること」を要件として明記していただきたい。	「Ⅶ. 実施案の記載事項」のうち、「(3)対策工事の選定理由」について、有資格事業者が広域系統整備の基本要件及び公募要綱等に基づき実施案を作成するに当たっては、考え方に応じて対策工事案が複数想定されることから、実施案に記載した対策工事を選定された考え方等の理由をご記載ください。詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
27	P6	Ⅶ. 実施案の記載事項 2. 実施案の記載事項 (3)対策工事の選定理由	本件については、電源等開発動向調査等も踏まえ、将来の電源ポテンシャルや需要動向を考慮した上で検討され、増強が進められているものと認識していますが、将来の電源ポテンシャル等について事業者は不知であるため、予想潮流図については貴機関から示していただいた方が適切な実施案の作成に資するのではないでしょうか。	実施案における対策工事は、熱容量や電圧等の最過酷断面を想定して検討されるものと認識しております。ついては、当該検討に用いた断面を予想潮流図等としてご提出ください。 なお、将来の電源ポテンシャルなど、実施案を検討する上で必要となる情報については、「Ⅸ. 応募に必要な情報の提供」のとおり、本機関から有資格事業者に対して情報提供を行うこともできます。
28	P6	Ⅶ. 実施案の記載事項 2. 実施案の記載事項 (3)対策工事の選定理由	＜添付書類＞①：予想潮流図 本計画の予想潮流図を検討するには、全国の広域連系系統の潮流変化を踏まえた算定が必要となるが、潮流を算定するために事業者側が全国のシミュレーションを実施することは現実的ではないと考えられる。仮に、予想潮流図の添付が必要となった場合、事業者が添付するものは、送配電等業務指針第 42 条の２（実施案の作成に必要な情報の提供依頼）に基づき、貴機関に提示いただいたシミュレーション結果と同一のも	実施案における対策工事は、熱容量や電圧等の最過酷断面を想定して検討されるものと認識しております。ついては、当該検討に用いた断面を予想潮流図等としてご提出ください。 なお、将来の電源ポテンシャルなど、実施案を検討する上で必要となる情報については、「Ⅸ. 応募に必要な情報の提供」のとおり、本機関から有資格事業者に対して情報提供を行うこともできます。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			のとなることから、事業者の省力化の観点からも、本項目は削除いただきたい。	
29	P7	Ⅶ.実施案の記載事項 2.実施案の記載事項 (3)対策工事の選定理由	＜添付書類＞③：本連系の増強容量の算出根拠 増強容量は広域機関の審議会において決定されたものであり、その算出根拠は事業者が独自に算出できるものではないため、本項目については削除いただきたい。なお、ケーブルサイズや電線サイズなどについては⑥の設備規模の妥当性を示す書類で説明するものと考えている。	増強容量を１GW とする場合、広域系統整備の基本要件を踏まえて検討した旨をご記載ください。 なお、公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案を提出する場合には、公募要綱に示す広域系統整備の方策と比較検討し、当該実施案を選定した理由も記載してください。
30	P6	Ⅶ.実施案の記載事項 2.実施案の記載事項 (3)対策工事の選定理由	本公募要項に示す広域系統整備の方策と異なる実施案を提出する場合、大規模プロジェクトに際し、今後発生しうる様々な不確実性を見据え、柔軟な対応ができるよう、事務局で機動的に調整して頂きたい。	今後の参考とさせていただきます。
31	P7	Ⅶ.実施案の記載事項 2.実施案の記載事項 (4)経済性	③送電損失電力量、送電損失額 ・本計画の送電損失を検討するには、全国の広域連系系統の潮流変化を踏まえた算定が必要となるが、送電損失を算定するために事業者側が全国のシミュレーションを実施することは現実的ではないと考えられる。実施案では連系設備の損失算定に必要な諸元を事業者に求める内容に修正していただきたい。（諸元から貴機関において送電損失を算定いただきたい。）	詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
32	P7	Ⅶ.実施案の記載事項 2.実施案の記載事項 (4)経済性	・「対策工事により潮流が変化する広域連系系統の送電損失を設備ごとに記載する」とありますが、貴機関による広域メリットオーダーシミュレーションに基づき潮流想定がされていること、全国大での送電損失の確認が必要と想定されることから、貴機関にて送電損失電力量等を算出が望ましいと考えるため、今項目を削除願いたい。 ・シミュレーション上、連系設備の必要な諸元は、事業者から提示される内容で確認することができます。	詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
33	P7	Ⅶ. 実施案の記載事項 2. 実施案の記載事項 (4)経済性	「対策工事により潮流が変化する広域連系系統の送電損失を設備ごとに記載する」ことが求められている。本計画は、連系線を増強するものであるため、全国の広域連系系統の潮流が変化することが想定される。実施案を作成する事業者に全国のシミュレーションを求めることは現実ではないと考えられることから、広域機関殿が、事業者から提出される諸元をもとに送電損失電力量を算出する方が良いのではないか。 そのため、ここでは、広域機関殿が送電損失電力量、送電損失額を算出するために必要な諸元の提出を求めるよう、記載内容を変更していただきたい。	詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
34	P8	Ⅶ. 実施案の記載事項 2. 実施案の記載事項 (6)対策の効果	本項目は基本的に国及び貴機関でまとめた対策の効果が記載されるものと理解していますが、仮に事業者が考える追加の効果があればそれも記載してもらうことを意図しているという理解でよろしいでしょうか。	広域系統整備の基本要件を踏まえて想定される効果や、その他に有資格事業者として想定される追加の効果などをご記載ください。
35	P8	Ⅶ. 実施案の記載事項 2. 実施案の記載事項 (6)対策の効果	本連系線の効果については、B/C<1 であることを踏まえ、定性効果等も含め、貴機関にて現在検討されているものと認識。また、本連系線の整備に係るプロセスは、国による要請を受け貴機関により開始されたことから、事業者にて記載する事項ではないと思われるため、本項目については削除頂きたい。	広域系統整備の基本要件を踏まえて想定される効果や、その他に有資格事業者として想定される追加の効果などをご記載ください。
36	P8	Ⅶ. 実施案の記載事項 2. 実施案の記載事項 (7)事業実現性	送配電等業務指針上、有資格事業者は工事の難易度等を考慮して実施案の検討を行い、貴機関は工事の難易度等を考慮して工事内容を決定する必要がある認識ですが、貴機関が工事内容を評価するにあたり、有資格事業者が工事の難易度を記載する必要性はないと認識しているが、記載が必要な理由をご教示いただきたい。	例えば、有資格事業者の広域連系系統（諸外国におけるこれに相当する設備を含む。）の建設（用地取得を含む）の経験、用地取得にかかる見通し（リスクとなる事項及びその場合の影響を含む）、工事の難易度等が想定されますが、詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
37	P8	Ⅶ. 実施案の記載事項 2. 実施案の記載事項 (8)事業継続性	有資格事業者の財務的健全性の証明においては、具体的にどのような書類が必要か。「直近３年の損益計算書及び貸借対照表」など資料を具体的に指示いただきたい。	例えば、有資格事業者の財務諸表等が想定されますが、詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
38	P9	Ⅷ. 実施案及び事業実施主体の評価方法等 1. 実施案の要件との適合性	工期には、最低でも 10 年近くを要すると想定しているが、基本要件における工期６～９年程度に適合しているか、明確にしていただきたい。	提出された実施案については「Ⅷ. 実施案及び事業実施主体の評価方法等」に則り対応することとなります。実施案については、広域系統整備の基本要件及び公募要綱を踏まえて検討された対策工事を記載したものをご提出ください。
39	P9	Ⅷ. 実施案及び事業実施主体の評価方法等 1. 実施案の要件との適合性	・本整備計画は、海底ケーブル工事 50km を含む 4,000 億円程度の非常に大規模な工事であり、過去の HVDC プロジェクトは 10 年程度の工期と認識しています。 ・加えて、北海道本州間連系設備（日本海側ルート）も、ほぼ同時期に実施されることを考えますと、海底ケーブル、変換器工事において、製造ラインや施工者の確保・調整が難しいことも想定できます。 ・このような状況の中、工期を適合条件とすることは、応募を断念する事業者の可能性も否定できないため、本適合は削除すべきと考えます。 ・また、公募であることを鑑みると、工期は、短工期で実施案を提示する事業者を評価すべきであり、目標工期とすることで、適合条件から削除しても問題とならないと考えます。	提出された実施案については「Ⅷ. 実施案及び事業実施主体の評価方法等」に則り対応することとなります。実施案については、広域系統整備の基本要件及び公募要綱を踏まえて検討された対策工事を記載したものをご提出ください。
40	P9	Ⅷ. 実施案及び事業実施主体の評価方法等 2. 実施案及び実施主体の評価方法	ケーブルメーカの工場増設が必要となった際の増設費用は、第 75 回広域系統整備委員会において、基本要件決定以降の工事費の変動要素と整理されており、現行の 4,100 億円には含まれていない。今後、関門において工場増設が必要となった場合の費用の扱いについて明確にしていただきたい。	第 75 回広域系統整備委員会でお示ししたとおり、変動要素としてケーブル工場の増設を考慮した概算工事費（上限）としておりますが、実際の工場増設等の判断やその価格転嫁についてはメーカーの企業戦略となりますので、本機関ではお答えいたしかねます。
41	P10	Ⅸ. 応募に必要な情報の提供	応募に必要な情報の提供については、「関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、次の各号に挙げる情報を提供する。」とあるが、貴機関から提示いただく情報の提供に関する記載がないため、「本機関及び関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、次の各号に挙げる情報を提供する。」という表現に修正いただきたい。	実施案を検討する上で必要となる情報については、「Ⅸ. 応募に必要な情報の提供」のとおり、本機関から有資格事業者に対して情報提供を行うこともできます。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
42	P11	XI.広域系統整備計画の変更	今回の要項案では、先行案件である東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の公募要項（平成27年12月16日公表）の時には記載されていた”事業実施主体の責めに帰すべき事由が無い限り、事業実施主体は広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わず”の記載が削除されている。事業実施主体側の機関決定のハードルが高まるように見受けられるが、新たな整理について特別な理由があるなど、コンセンサスを得てないのであれば、元の記載通りにすべきではないか。また、仮に本文書のままである場合は、事業実施主体の機関決定に影響する場合が考えられる。	東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者からの提起により開始されたものです。「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要領」（平成27年12月）における費用負担者への賠償については、事業実施主体と電気供給事業者との契約を想定したものとなります。 今回は、事業実施主体と一般送配電事業者との民民の契約と想定しております。
43	P11	XI.広域系統整備計画の変更	計画変更時の損害の扱いについて、「契約の当事者間で精算する」という表現では、事業実施主体の責めに帰さない計画変更であっても事業実施主体が計画変更時の損害を賠償する責めを負う可能性が排除できないことから、東北東京間連系線の整備計画策定時の公募要領と同様に「事業実施主体は計画変更に伴って費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わない」旨を明記いただきたい。 また、本内容は、広域系統整備計画の変更に該当しない「軽微な変更」であっても、同様の扱いであることを明確にするために、「なお、広域系統整備計画の変更に該当しない軽微な変更であっても、同様の扱いとする。」旨を明記いただきたい。 東北東京間連系線の整備計画策定時の公募要領においては、広域系統整備計画の変更が可能な事由の記載があったが、本公募要綱案には記載がない。関門増強が大規模であること、昨今の環境変化を踏まえて、「用地事情、需要動向の変化、資機材価格の上昇、メーカ生産能力の変動、作業員の施工力不足その他やむを得ない事由による工事費の増額、工程延長・遅延が発生	東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者からの提起により開始されたものです。「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要領」（平成27年12月）における費用負担者への賠償については、事業実施主体と電気供給事業者との契約を想定したものとなります。 今回は、事業実施主体と一般送配電事業者との民民の契約と想定しております。 なお、本機関が広域系統整備計画を変更する場合には、業務規程第63条又は第63条の2の規定に基づき対応することとなります。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			した際には、広域系統整備計画の変更を認める」ことを明記いただきたい。	
44	P11	XI.広域系統整備計画の変更	・広域系統整備計画の変更は、業務規程のもと広域機関殿の責任と権限により行われるものと理解しており、公募要綱で広域機関殿の免責事項を規定することは不適当と考えます。結果的に広域機関殿が賠償責任を負わないとしても、発生事実に対して、計画策定者としての責任を全うすることが本来であり、当該箇所の記載は削除いただきたいと考えます。 ・また、公募要綱は応募意思表明にあたり事業者のリスクが明確になることが意思決定するうえで望ましく、例えば、東北東京間連系線と同様に「事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わない」といった規定をすべきではないでしょうか。	東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者からの提起により開始されたものです。「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要領」（平成27年12月）における費用負担者への賠償については、事業実施主体と電気供給事業者との契約を想定したものとなります。 今回は、事業実施主体と一般送配電事業者との民民の契約と想定しております。 なお、「本機関は、（略）これを賠償等する責任を負わないものとする。」とは、賠償等する責任について記載したものです。
45	P11	XI.広域系統整備計画の変更	・本整備計画が大規模な工事であることを鑑み、過去案件の公募要綱にあった「広域系統整備計画の変更が行われた場合、事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は責を負わない」などを公募要綱に記載する必要があると考えます。	東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者からの提起により開始されたものです。「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要領」（平成27年12月）における費用負担者への賠償については、事業実施主体と電気供給事業者との契約を想定したものとなります。 今回は、事業実施主体と一般送配電事業者との民民の契約と想定しております。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
46	P11	XI.広域系統整備計画の変更	本項目について、過去事例である「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画実施案及び事業実施主体の公募要領」においては、「事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わず、工事費に変動が生じた場合は、契約の当事者間で差額について精算する。」と規定されており、広域系統整備計画を変更した場合における事業実施主体の責について記載されていた。 一方で、今回は、事業実施主体の責には言及せず、広域機関殿が責任を負わないことだけが記載されている。このような記載に見直した理由を教えていただきたい。 また、広域系統整備計画の変更が行われた場合に、事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は責を負わないことを募集要綱で明確にしていただきたい。	東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者からの提起により開始されたものです。「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要領」（平成27年12月）における費用負担者への賠償については、事業実施主体と電気供給事業者との契約を想定したものとなります。 今回は、事業実施主体と一般送配電事業者との民民の契約と想定しております。
47	P11	XI.広域系統整備計画の変更	本件の工事規模に対して、実施案提出までの期間が短いため、実施案提出段階では十分な検討ができないまま広域系統整備計画の策定を進めるといったことも懸念される。また、実際に現地での調査等を進める中で実施案の内容を変更することが必要になることも想定される。 そのため、実施案提出段階では十分な検討・調査等ができていなかった項目については、広域系統整備計画策定以降も、事業実施主体から変更の申し出があった場合は、広域系統整備計画の変更について、広域機関殿が受け付け，柔軟に対応することを記載いただきたい。	本機関が広域系統整備計画を変更する場合には、業務規程第63条又は第63条の2の規定に基づき、対応することとなります。その際、電気事業法に基づき、あらかじめ、経済産業大臣に届け出る等の手続きを行います。
48	P11	XI.広域系統整備計画の変更	東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の実施案及び事業実施主体の公募要領においては、「用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由により、広域系統整備計画の見直しが必要と認める場合は変更を行う」と記載されているが、本計画には記載がなく、変	広域系統整備計画の策定後、実施段階において、当該広域系統整備計画の記載事項について変更が生じた場合、事業実施主体から本機関に申し出ていただくこととなります。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
			更した理由を教えて頂きたい。 工事実施にあたっては、用地事情や需要動向の変化に加えて、昨今の資機材価格の上昇や労務費単価の上昇、資機材メーカーの生産能力の変動、作業員の施工力不足、着工後の設計変更等による変動等その他やむを得ない事由により工事費の増額、工程延長・遅延が発生するリスクが想定される。 そのため、東北東京間連系線の公募要領と同様に、「事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は広域系統整備計画の変更に伴って生じる損害を賠償する責めを負わない」旨を記載して頂きたい。	その上で、本機関が広域系統整備計画を変更する場合には、業務規程第 63 条又は第 63 条の 2 の規定に基づき対応することとなります。
49	P11	XI.広域系統整備計画の変更	本プロジェクトが大規模であることと、昨今の資機材調達環境の変化を踏まえると、工事実施段階で工事費・工期の変動が想定されるため、事業実施主体に瑕疵のない事由の場合は、広域系統整備計画の変更を認めることを明記いただかないと応募意思表明書提出の経営判断ができない。 また、事業実施主体に瑕疵のない広域系統整備計画の変更の場合は、事業実施主体は損害賠償の責めを負わない旨を明記されたい。 ○追記案 ・本機関は用地事情、需要動向の変化、資機材価格の上昇、労務費の上昇、資機材メーカーの生産能力の変動、作業員の施工力不足その他やむを得ない事由により、工事費の増額、工程延長・遅延が発生した際には、広域系統整備計画の変更を行う。 なお、この場合において、事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わない。	広域系統整備計画の策定後、実施段階において、当該広域系統整備計画の記載事項について変更が生じた場合、事業実施主体から本機関に申し出ていただくこととなります。 その上で、本機関が広域系統整備計画を変更する場合には、業務規程第 63 条又は第 63 条の 2 の規定に基づき対応することとなります。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
50	P11	XⅡ.情報の取扱い	秘密保持契約で取得する個人情報の取扱いが明確化（業務規程においてもシステム対応に関する事項のみ）されていないことから、個人情報の取扱いについて明示いただきたい。	本機関における個人情報の取扱いは、業務規程に則り対応しております。
51	P11	XIV.その他	工事着手後、事業実施主体に瑕疵のない事由により工事中止となった場合、投資済み費用を全国負担で回収できる旨を明記することを要望する。	一般送配電事業者の託送料金制度等の費用負担の関係については、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会において判断されるものですので、公募要綱への記載は不適切と考えます。
52	様式２	秘密保持誓約書	実施案作成の目的で、金融機関など事業者以外の会社と協議する場合が想定されるが、秘密保持の観点から、事業者と事業者以外の会社との間で秘密保持契約を締結、または、事業者以外の会社から貴機関へ秘密保持誓約書を提出することで問題ないか。	有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
53	（様式）	情報取扱者名簿及び情報管理体制図	※５の注釈文中の「作業会」という表現は誤植と考えられるため、適切な表現に修正いただきたい。	ご意見も参考に、適切な表現に修正します。
54	その他	系統整備の必要性について	B/C＜１であるものの定性効果も含め総合的に勘案した結果、関門増強が必要と判断したことについて、国民の合意形成を図っていただきたい。その際は、定性効果も含めた受益者の明確化及び費用負担者（再エネ賦課金含む）に対する合意形成をお願いしたい。	中国九州間連系設備の増強の必要性については、国の審議会において、「広域的取引上、特に重要なものであり、現時点での費用便益の評価には反映しきれない将来の再エネ電源の活用も期待されることから、引き続き、工事費等を精査しつつ、将来的な再エネ導入拡大の見込みや、電力のレジリエンス強化の観点のほか、社会的ニーズを加味し、可能な限り早期に増強し、西日本における再エネを含めた電気の広域的な運用につなげていく」旨の方向性が示されております。また、受益者の範囲は、2024年４月に決定した「広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲」にて示しております。
55	その他	交付金の見通しについて	広域機関による貸付および特定系統設置交付金の適用に関する見通し(貸付・交付の金額規模、金利、返済期限等)を提示いただきたい。（実施案提出期限の２か月前までを希望）	本機関による貸付及び特定系統設置交付金の適用に関しては、国の審議会（第67回電力・ガス基本政策小委員会及び第55回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）にて示されております。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

通し番号	頁	項番号等	意見・質問等※	回答
56	その他	資金調達・費用回収について	企業として資本効率の向上が必要であり、今回の事業投資においても、対外的に納得いただける水準となるよう資金調達や費用回収等で配慮いただきたい。（第62回（5/29）再エネ大量導入小委で示された地域間連系線整備におけるリスクに応じた適正なリターン設定など）	地域間連系線の整備に係る資金調達や一般送配電事業者の託送料金制度等の費用回収の在り方については、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会において判断されるものですので、本機関ではお答えいたしかねます。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

別紙２

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画

実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱（案）

２０２４年●月●日

電力広域的運営推進機関

目次

I.　実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯 1
II.　公募の目的 2
III.　スケジュール 3
IV.　応募意思の確認 3
１．　応募資格者 3
２．　応募意思の確認 3
（１）　提出書類 3
（２）　提出先 3
（３）　提出期限 3
（４）　提出形式 4
V.　応募資格の審査 4
VI.　実施案の提出 4
１．　実施案の提出 4
（１）　実施案の記載事項 4
（２）　提出先 4
（３）　提出期限 4
（４）　提出形式 4
（５）　実施案の修正協議 4
（６）　実施案の内容修正の禁止 4
（７）　留意事項 5
２．　実施案の提出を辞退する場合の取扱い 5
VII.　実施案の記載事項 5
１．　実施案の基本方針 5
２．　実施案の記載事項 5
（１）　対策工事の概要 5
（２）　対策工事件名の概要 6
（３）　対策工事の選定理由 6
（４）　経済性 7
（５）　電力系統の安定性 7
（６）　対策の効果 8
（７）　事業実現性 8
（８）　事業継続性 8
（９）　他者設備への影響 8
（１０）　将来拡張性 8
（１１）　工事費低減の方策 9
（１２）　その他実施案の評価に資する事項 9
VIII.　実施案及び事業実施主体の評価方法等 9
１．　実施案の要件との適合性 9

２．　実施案及び事業実施主体の評価方法 9
（１）　本公募要綱等への適合性 9
（２）　経済性 9
（３）　系統の安定性 9
（４）　対策の効果 9
（５）　事業実現性 10
（６）　事業継続性 10
（７）　その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項 10
３．　他者設備への影響の確認 10
IX.　応募に必要な情報の提供 10
X.　他社設備の工事の実施及び維持・運用 10
XI.　広域系統整備計画の変更 11
XII.　情報の取扱い 11
XIII.　本公募要綱に記載の無い事項について 11
XIV.　その他 11
XV.　問合せ先 11

添付書類

別紙　　実施案の要件

様式１　中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書

別紙２　中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の提出辞退申出書

様式３　秘密保持誓約書

I. 実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯

本機関は、これまでの広域連系系統のあるべき姿の実現に向けた取組の方向性を踏まえつつ、2017 年３月に策定した広域系統長期方針を大幅に見直すこととし、広域連系系統に係る将来動向等の見通しや、将来の広域系統整備に関する長期展望等、更には長期展望の具体化に向けた取組等から構成された広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）の検討を 2020 年８月より開始した。

こうした中、通常であれば、全国大の系統増強計画である広域系統長期方針の策定を待って、個々の地域間連系線等の整備計画の検討を進めるところ、第 43 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2022 年７月）において、再エネの導入を加速化する政策的な観点から、一部の地域間連系線については、広域系統長期方針の策定を待たずに検討を具体化することが重要であることが示された。そして、中西地域の地域間連系線を対象に、広域系統整備に関する検討の要請を同小委員会から受けた。

このため、本機関は、業務規程第 51 条の４の規定に基づき 2022 年７月 20 日に計画策定プロセスを開始した。

中西地域のうち中国九州間連系設備については、2023 年 12 月に広域系統整備の基本要件を決定した中部関西間連系線と合わせて、九州エリアの再エネを本州の大消費地に送電することを可能とするために必要となる増強である。

特に、2018 年以降、九州エリアでは再エネの出力制御が増加傾向であり、今後、洋上風力を中心に更なる再エネ導入拡大が想定される中では、出力制御は更に増加するものと考えられる。加えて、九州エリアでは、容量市場において需要規模に対する容量拠出金が他エリアよりも高額になっていることや、スポット市場において、例えば 2022 年度実績では年間の約半分の時間帯で市場分断による値差が生じていることなどを踏まえても、需要面・供給面での対策に加えて、系統面での対策も早期に進めることが必要である。

また、中国九州間連系設備の整備により、本州と九州エリアが２ルートで連系されることから、地震等の大規模災害時においても九州エリアとの連系維持が期待されるなど、供給信頼度の向上効果も期待される。

このように、中国九州間連系設備の整備は、広域的取引上、特に重要なものであり、現時点での費用便益の評価には反映しきれない将来の再エネ電源の活用も期待されることから、引き続き、工事費等を精査しつつ、将来的な再エネ導入拡大の見込みや、電力のレジリエンス強化の観点のほか、社会的ニーズを加味し、可能な限り早期に増強し、西日本における再エネを含めた電気の広域的な運用につなげていく旨の方向性が国[1]にて示された。

その背景としては、GX 実現に向けた基本方針（2023 年２月閣議決定）において、「安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さ

[1] 第 70 回電力ガス・基本政策小委員会（2024 年２月 27 日）及び第 60 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2024 年３月７日）

らには、我が国の産業構造・社会構造を変革」するため、電力ネットワーク分野において、再エネ導入拡大に向けて重要となる系統整備として、系統整備や海底直流送電の整備を加速するとされていることを踏まえたものである。

こうした国の方向性も受けて、本機関は、本年４月に広域系統整備の基本要件を決定するとともに、流通設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）の募集を行うことを決定した。

II. 公募の目的

本機関は、実施案及び事業実施主体の選定の公平性及び透明性を確保する観点等から、業務規程第 56 条の２の規定に基づき、実施案及び事業実施主体を募集する。

III. スケジュール

実施案及び事業実施主体の選定スケジュールは以下のとおり。

2024 年	7 月 30 日(火) 17 時まで	応募意思表明書の提出期限
	9 月頃	応募資格審査
		応募意思表明者へ審査結果通知
	10 月 25 日(金) 17 時まで	実施案の提出期限
2025 年	3 月目途	広域系統整備計画の決定

※ただし、スケジュールについては、応募の状況等により変更となる可能性がある。

IV. 応募意思の確認

１． 応募資格者

実施案及び事業実施主体の募集に係る応募資格者は、送配電等業務指針第 42 条の規定を踏まえ、次の事業者とする。なお、複数の事業者が連名による応募を希望する場合には、全ての事業者が応募資格を有することを必要とする。

① 一般送配電事業者
② 送電事業者
③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者[2]であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

２． 応募意思の確認

実施案及び事業実施主体の募集に対する応募を希望する事業者は、以下のとおり、必要書類を本機関に提出すること。

（１） 提出書類

・「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書」（様式１）
・ 応募資格を有することを証する書類[3]

（２） 提出先

「ＸＶ．問合せ先」と同一

（３） 提出期限

2024 年 7 月 30 日（火）17 時まで（必着）

---

[2] 新たに設立する法人により許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。

[3] 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者の場合には、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による送電事業の許可の基準に適合することを説明する書類の提出を要する。

（４） 提出形式

書面又は電磁的方法

Ⅴ. 応募資格の審査

本機関は、事業者から提出された必要書類を確認の上、応募した全ての事業者に対し、2024 年９月頃を目途に審査結果を通知する。

Ⅵ. 実施案の提出

１． 実施案の提出

本機関から通知を受けた有資格事業者は、以下のとおり、実施案を本機関に提出する。なお、本機関は、有資格事業者以外からの実施案の提出は受け付けない。

（１） 実施案の記載事項

「Ⅶ. 実施案の記載事項」のとおり

（２） 提出先

「ＸＶ．問合せ先」と同一

（３） 提出期限

2024 年 10 月 25 日（金）17 時まで（必着）

（４） 提出形式

書面又は電磁的方法

なお、書面の場合は、正本１部と副本（正本を複写したもの）２部とする。

（５） 実施案の修正協議

本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、実施案の修正に関し、広域系統整備委員会の議論を踏まえ、当該実施案を提出した事業者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、広域系統整備委員会の議論を経ることなく、修正協議を行うことがある。

なお、この場合において、本機関から実施案の修正に関して協議を求められた有資格事業者は、当該協議に応じるものとする。

（６） 実施案の内容修正の禁止

実施案を提出した事業者は、送配電等業務指針第 46 条の規定に基づき、前項

の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。

（７） 留意事項

・ 実施案の提出は、１事業者につき１件までとする。ただし、複数の事業者が施工区分を分けずに連名で実施案を提出する場合も１件までとする。
・ 複数の事業者が施工区分を分担してそれぞれ実施案を提出する場合は、当該複数の事業者がそれぞれ提出する実施案において、他の実施者の名称及び施工区分も含む全ての流通設備ごとの建設、維持及び運用の責任と役割を明確にした書類を添付すること。
・ 本機関から追加書類の提出を依頼する場合がある。
・ 提出書類に不備がある場合は、提出書類の補正を求める場合がある。

２． 実施案の提出を辞退する場合の取扱い

有資格事業者は、応募意思表明書提出後の事情変更により、本機関への実施案の提出が困難となった場合、その事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式２（辞退申出書）により本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができる。

なお、本機関は、有資格事業者から提出された辞退申出書の内容について公表するとともに、当該内容について当該有資格事業者に対して広域系統整備委員会等での説明を求める場合がある。

また、本機関は、実施案の提出を辞退したことに伴い、当該有資格事業者に損害、損失及び費用（以下「損害等」という。）が生じたとしても、これを賠償又は補償（以下「賠償等」という。）する責任を負わないものとする。

VII.実施案の記載事項

１． 実施案の基本方針

実施案は、別紙「実施案の要件」（以下「実施案の要件」という。）及び送配電等業務指針第 55 条に規定する考慮事項を踏まえ、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画とすることを要する。

２． 実施案の記載事項

（１） 対策工事の概要

工事概要、概略ルート、総工事費（小数点以下第１位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする）、所要工期及び完了予定年月（対策工事全体の概略工程表を含む）、本連系線の運用容量（万 kW 単位を切り捨てした 10 万 kW 単位）等により対策工事全体の概要を記載する。

（２） 対策工事件名の概要

＜記載事項＞

対策工事件名ごとに、以下を記載する。

① 工事概要（設備規模及び区分（新設、取替、除却等）を含む）

② 工事費の総額、内訳（工費、材料費、除却費、用地関連費等）、固定資産除却損、年度ごとの支出額及び算出根拠（なお、金額については、小数点以下第２位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする）

ただし、実施案を提出した事業者が維持・運用する既設設備の設備更新、除却については、費用負担割合決定のために必要な諸元として、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（資源エネルギー庁）」に基づき、「設備更新による受益」、「設備のスリム化による受益」及び「供給信頼度向上受益」を算出して記載する。また、本連系設備を除く将来構想対応工事の工事費が適切に控除されていることを確認するため、控除の考え方及びその内訳を算出して記載する。

③ 所要工期及び完了予定年月（工程表を含む）

＜添付書類＞

① 工事概要図又は設計図書等

単線結線図、機器配置平面図、送電線経過図、通信・給電（システム含む）・保護継電器・計量設備概要説明書その他対策工事件名の概要の説明に必要な書類

② 設備の諸データ

対策設備ごとの電圧、設備容量・運用容量及びインピーダンス等の基本的な仕様を記載した書類

③ 「設備更新による受益」、「設備のスリム化による受益」及び「供給信頼度向上受益」の算出根拠（送配電等設備費、受益調整係数、耐用年数等）

（３） 対策工事の選定理由

＜記載事項＞

本連系設備の増強容量、工期短縮の観点も含めた送電ルートの妥当性、電力系統性能基準（送配電等業務指針第 61 条に定める基準。以下同じ。）の充足性、法令への適合性、経済性等を含めた総合的な観点から対策工事を選定した理由を記載する。

なお、本公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案を提出する場合には、本公募要綱に示す広域系統整備の方策と比較検討し、当該実施案を選定した理由も記載する。

＜添付書類＞

① 予想潮流図（対策工事実施の前後。発電、負荷の内訳を含む。）

② 検討に用いた系統関連データ（系統解析データは電力中央研究所が開発し

た電力系統安定度総合解析システム（電中研ＣＰＡＴ）の形式とする（設定条件等含む））

③　本連系線の増強容量の算出根拠（算出方法、諸元を含む）

④　送電ルート選定の妥当性を説明する書類（迂回する場合や既設区間を別ルートで新設する場合等の理由、用地状況、鉄塔建替の必要性、他案との比較検討結果等を含む）

⑤　電力系統性能基準を充足していることを証する書類（解析結果・波形等）

⑥　設備規模の妥当性を証する書類

⑦　法令への適合性を証する書類（準拠する法令の記載を含む）

⑧　その他対策工事の選定理由の説明に必要な書類

（４）　経済性

実施案の経済性を評価するために、実施案には以下の事項を記載する（金額については、小数点以下第２位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする）。

①　年経費率

利子率と法定耐用年数を考慮して算出される工事費に対する年間の経費率（算出根拠を含む）

②　流通設備の維持・運用費用

対策工事の対象となる流通設備の維持・運用費用の年平均額（算出根拠を含む）

③　送電損失電力量、送電損失額

・送電損失電力量については、対策工事の対象となる連系設備及び対策工事により潮流が変化する広域連系系統の送電損失を設備ごとに記載する（小数点以下第１位を四捨五入し、万 kWh 単位とする）。

・送電損失額については、年間の損失額を記載する（送電損失の金額換算の方法を含む）。

④　評価価格

評価価格として以下の算式に基づき算出された金額を記載する。

評価価格＝年経費*（／年）＋維持・運用費用（／年） ＋送電損失額（／年） *年経費＝工事費×年経費率

（５）　電力系統の安定性

実施案の対策後の電力系統の安定性を評価するために、電力系統の運用に関する柔軟性の向上（広域連系系統の作業・故障時における本連系設備の運用に与える影響を含む）、想定される対策工事箇所の事故発生時（過酷・稀頻度故障時を含む）のリスクその他対策後の電力系統の安定性に関して特筆すべき事項につい

て、できる限り具体的かつ定量的に記載し、それを証する書類を添付する。

（６） 対策の効果

実施案の対策後の効果を評価するために、安定供給への寄与等に対し、特筆すべき効果（運用容量の増加に関する効果は除く）がある場合に記載し、それを証する書類を添付する。

（７） 事業実現性

実施案の事業実現性を評価するために、有資格事業者の広域連系系統（諸外国におけるこれに相当する設備を含む。以下同じ。）の建設（用地取得を含む）の経験、用地取得にかかる見通し（リスクとなる事項及びその場合の影響を含む）、工事の難易度等の事業実現性に関する事項を記載し、それを証する書類を添付する。

（８） 事業継続性

事業実施主体としての事業継続性を評価するために、有資格事業者の財務的健全性、広域連系系統の維持・運用に関する経験、有資格事業者の流通設備の保守・運用の体制その他事業実施主体として適切に事業を継続できることを示す事項を記載し、それを証する書類を添付する。

（９） 他者設備への影響

送配電等業務指針第 43 条第 3 項の規定に基づき、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他者設備」という。）の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に確認の上、次に掲げる事項を記載し、それを証する書類を添付する。

① 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性
② 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用（既設の電力設備の増強・改造等を含む場合に限る）の妥当性
③ 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無（影響が有る場合はその対策）

（１０） 将来拡張性

将来の更なる運用容量拡大が必要となった場合において、実施案の対策工事が更なる広域系統整備に向けた効果的な実施案であるか評価するために、将来拡張性（将来の 200 万 kW への拡張性）に関する事項を記載し、それを証する書類を添付する。

（１１） 工事費低減の方策

広域系統整備の基本要件の趣旨を踏まえ、合理的な流通設備の形成（当該趣旨に沿った範囲での設備構成の変更なども含む）となるよう検討するとともに、設計や調達等の各段階における工事費低減の方策（新技術の導入、他社の良好な事例の適用、購入実績の少ない特殊な設備などの調達方法の工夫など）を記載する。

（１２） その他実施案の評価に資する事項

その他本機関による実施案の評価に資する事項を記載し、それを証する書類を添付する。

VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等

１． 実施案の要件との適合性

実施案は本公募要綱等を充足することを要し、充足しない場合、本機関は実施案として採用しない。

① 必要な増強容量の確保
実施案の要件１．必要な増強容量が確保できること。

② 所要工期
実施案の要件２．広域系統整備が必要となる時期に適合すること。

③ 電力系統性能基準の充足性
電力系統性能基準を充足すること。

④ 法令への適合性
法令に適合すること。

２． 実施案及び事業実施主体の評価方法

本機関は次に掲げる事項についての総合的な評価を踏まえ、実施案及び事業実施主体を決定する。

（１） 本公募要綱等への適合性

増強容量、増強の完了時期、送配電等業務指針に定める電力系統性能基準の充足性、法令又は政省令への適合性等

（２） 経済性

工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等

（３） 系統の安定性

電力系統の運用に関する柔軟性、事故発生時のリスク等

（４） 対策の効果

安定供給、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等への寄与

（５） 事業実現性

流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等

（６） 事業継続性

財務的健全性、流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等

（７） その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項

将来の拡張性などその他特筆すべき事項があれば、その内容に応じて評価する。

３． 他者設備への影響の確認

本機関は、有資格事業者が実施案として提出した前記Ⅶ．２．（９）の記載事項について、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に妥当性を確認する。

IX. 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格事業者から情報の提供の依頼があった場合、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、次の各号に揚げる情報を提供する。

① 送電系統図（送電線経過図、給電系統図等）
② 既設電気所の概要（単線結線図、機器配置平面図等）
③ 設備の諸データ（電圧、設備容量・運用容量、インピーダンス等）
④ 予想潮流図
⑤ 系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）
⑥ 本機関が広域系統整備の基本要件の検討において解析を行ったデータ
⑦ その他実施案の作成に必要となる技術的な情報

この場合、有資格事業者は、開示された情報の取扱いに関する秘密保持誓約書（様式３）を提出しなければならない。

X. 他社設備の工事の実施及び維持・運用

事業実施主体となった有資格事業者は、広域系統整備計画に他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合には、本機関が認める場合に限り、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に工事の実施及び工事後の設備の維持・運用を求めることができる。

XI. 広域系統整備計画の変更

本機関は、広域系統整備計画を変更する場合は、業務規程第 63 条又は第 63 条の２の規定に基づき、当該広域系統整備計画の変更を行う。

なお、この場合において、本機関は、当該広域系統整備計画の変更に伴い費用負担候補者（業務規程第 59 条第３項に規定する「費用負担候補者」をいう。）に損害等が生じたとしても、これを賠償等する責任を負わないものとする。また、当該広域系統整備計画の変更により、流通設備に係る整備等に関する費用の概算額に変動が生じた場合においては、当該整備等にかかる費用負担に関する契約の当事者間で差額について精算する。

XII.情報の取扱い

本機関が提出を受けた情報は、秘密情報として管理する。ただし、法令及びガイドライン並びに本機関の業務規程及び送配電等業務指針その他の規程類等に基づき系統利用者等に対して情報を開示する場合は除く。

XIII. 本公募要綱に記載の無い事項について

本公募要綱に記載の無い事項については、本機関の業務規程及び送配電等業務指針による。

XIV. その他

- 書類等の追加提出を必要に応じて求める場合がある。
- 提出した書類等は、原則として返却しない。
- 有資格事業者に対して、実施案の提出前に検討状況を必要に応じて確認する場合がある。

XV. 問合せ先

〒135-0061　東京都江東区豊洲６－２－１５
電力広域的運営推進機関　中国九州間連系設備に係る公募担当
E-Mail：seibikeikaku-west@occto.or.jp

以　上

別　紙

実施案の要件

１．必要な運用容量

・九州から本州向き運用容量：現状の約 278 万 kW （最大）から 100 万 kW 程度増加

・本州から九州向き運用容量：現状の約 23 万 kW（最大）から 100 万ｋW 程度増加

２．広域系統整備が必要となる時期

広域的な電力取引の活性化、再エネの導入促進及びレジリエンス強化の観点から、できるだけ早期の系統整備が望まれる。工期は６～９年程度とする。

３．広域系統整備の方策

（１）工事概要

中国九州間連系設備の整備における最も合理的な計画として、現在の関門連系線とは別に、新たな連系設備を新設する。なお、将来、200 万 kW へ増強するための拡張性を考慮した設計とする。主要な対策工事の概要を下表に示す。

項目	対策工事概要
交直変換所	➢ 本州・九州側への交直変換設備の設置 • 本州側　交直変換設備 100 万 kW（単極） • 九州側　交直変換設備 100 万 kW（単極）
交流開閉所	➢ 500kV 交流開閉所新設 • 本州側　500kV 送電線引出口　６回線 • 九州側　500kV 送電線引出口　６回線
直流送電線	➢ 直流送電線新設 • 本州 揚陸点～九州 揚陸点　海底ケーブル２条 40～55km • 本州側・九州側渚部　地中ケーブル２条　２km 程度 • 本州側　交直変換所～揚陸点　架空１回線新設　２km 程度 • 九州側　交直変換所～揚陸点　架空１回線新設　９km 程度
交流送電線	➢ 500kV 交流送電線新設 • 本州側 ・交流開閉所～既設 500kV 送電線　４回線新設　８km 程度 ・交流開閉所～交直変換所　２回線新設 34km 程度 • 九州側 ・交流開閉所～既設 500kV 送電線　４回線新設　５km 程度 ・交流開閉所～交直変換所　２回線新設　４km 程度
その他設備	• 系統安定化装置改修他

（２）概略ルート

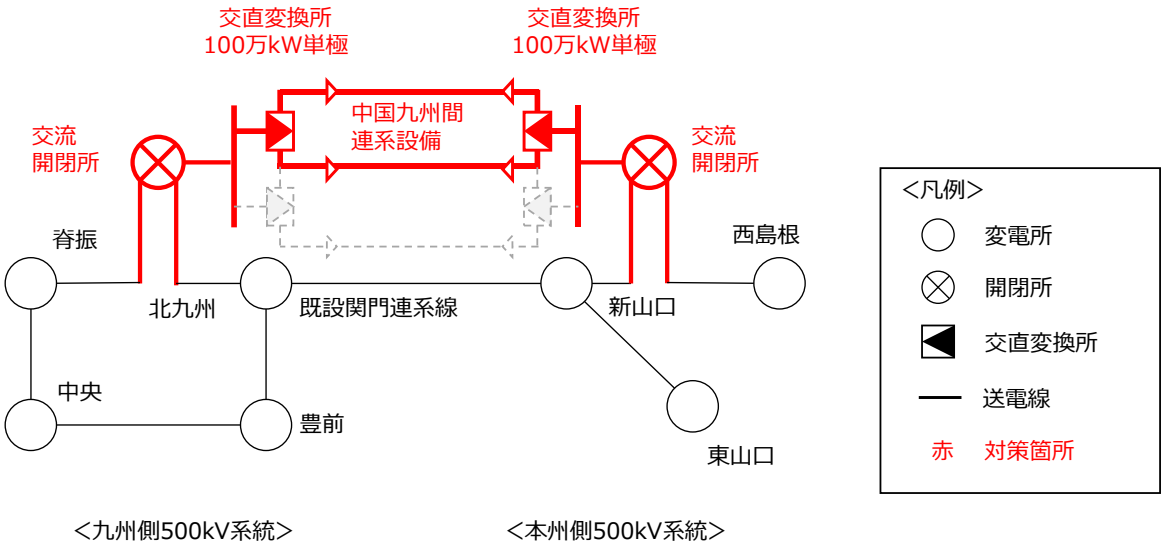

※1 交直変換所や直流送電線等の設計に将来、200万kWへ増強するための拡張性を考慮
※2 交流系統は2回線送電線を１本線にて表記

以　上

様式１

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　御中

【提出者】
所在地

名称及び代表者の氏名

印

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書

当社は、下記のとおり、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格を有しておりますので、実施案の提出の意思を表明します。

なお、本広域系統整備計画の完了までの間、「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画実施案及び事業実施主体の公募要綱」について遵守いたします。

記

※ 公募要綱に定める応募資格者の要件を満たしている状況等について記載すること。
※ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以　上

＜連絡先＞
（１） 連絡者所属：
（２） 連絡者名：
（３） 住所：〒
（４） 電話番号：
（５） 電子メールアドレス：

連名での提出の場合に使用

様式１

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　御中

【提出者】
所在地

名称及び代表者の氏名
Ａ社
印

所在地

名称及び代表者の氏名
Ｂ社
印

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書

当社は、下記のとおり、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格を有しておりますので、実施案の提出の意思を表明します。

なお、本広域系統整備計画の完了までの間、「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画実施案及び事業実施主体の公募要綱」について遵守いたします。

記

※ 公募要綱に定める応募資格者の要件を満たしている状況等について記載すること。
※ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以　上

＜連絡先＞

Ａ社（代表）

（１）　連絡者所属：

（２）　連絡者名：

（３）　住所：〒

（４）　電話番号：

（５）　電子メールアドレス：

Ｂ社

（１）　連絡者所属：

（２）　連絡者名：

（３）　住所：〒

（４）　電話番号：

（５）　電子メールアドレス：

様式２

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　御中

【提出者】
所在地

名称及び代表者の氏名

印

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の提出辞退申出書

当社は、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集における実施案の提出について、下記の辞退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響から、実施案の提出を辞退いたします。

記

※辞退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響について具体的に記載すること。
※記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以　上

＜連絡先＞
（１）連絡者所属：
（２）連絡者名：
（３）住所：〒
（４）電話番号：
（５）電子メールアドレス：

様式３

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　殿

本社所在地

会　社　名

印

秘　密　保　持　誓　約　書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が実施する「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の公募」において、第１条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第１条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、当社が実施案の作成のために広域機関から開示を受けた情報であって、広域機関の業務規程第８条おいて「秘密情報」と定義されている情報を意味します。

第２条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

ａ）開示を受ける前に既に保有している情報

ｂ）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

ｃ）本誓約書に違反することなく公知となった情報

ｄ）広域機関又は関係する電気供給事業者が、第三者に開示可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第３条（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

当社は、広域機関に提出した情報管理体制図に基づき情報を適切に管理し、提出した情報管理体制図に変更があった場合には、遅滞なく広域機関に変更した情報管理体制図を届け出る。

当社は、実施案応募の前後を問わず、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）しないとともに、実施案の作成以外の目的で情報を使用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第４条（情報漏えいを発見した場合の措置）

当社は、情報の漏えい等又は目的外利用を発見した場合、直ちに広域機関に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第５条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第６条（秘密情報の廃棄）

当社は、実施案を提出しない場合又は事業実施主体とならなかった場合、広域機関の指示にしたがって、本誓約書の秘密保持等の対象となる情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で廃棄いたします。

第７条（準拠法及び管轄）

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以　上

（様式）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍（※４）
情報管理責任者（※１）	A						
情報取扱管理者（※２）	B						
	C						
業務従事者（※３）	D						
	E						

（※１）実施案の作成に当たって情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
（※２）実施案の作成に当たって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取扱う可能性のある者。
（※３）実施案の作成に当たって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
（※５）住所、生年月日については、情報提供前に必ずしも提出することを要しないが、その場合であっても電力広域的運営推進機関から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

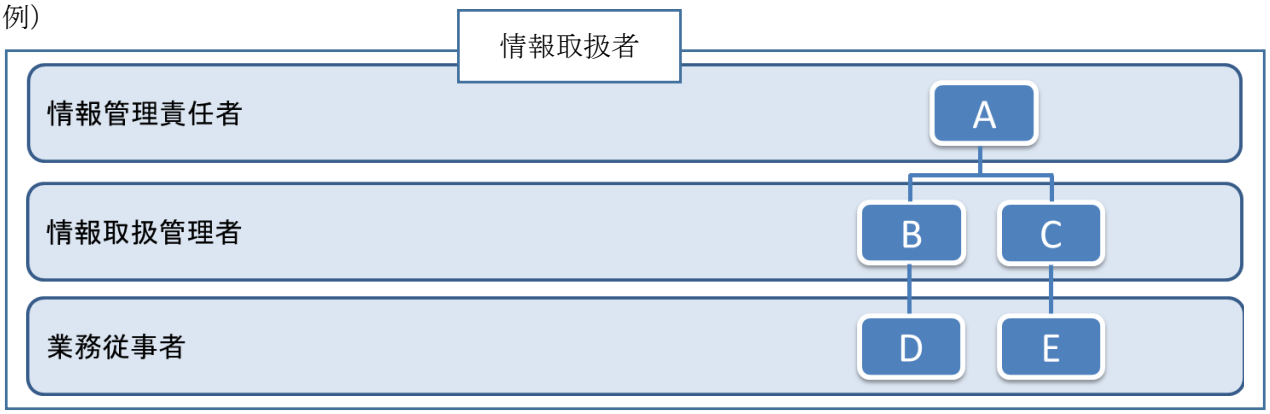

【情報管理体制図に記載すべき事項】
・実施案の作成に当たって保護すべき情報を取扱う全ての者。
・実施案の作成に当たって最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。